

令和2年11月30日

業者各位

行政管理部契約課  
水道総務部管財課  
下水道部下水道計画総務室

## 東大阪市における入札参加資格審査申請について

### 1. 入札参加資格審査申請について

東大阪市及び下水道事業並びに水道事業関係の発注案件の契約を希望される場合は、一括して契約課にて業者登録の手続きを行ってまいりました。令和3年度においても前回と同様に、契約課に入札参加資格審査申請を行っていただくと、東大阪市、水道事業及び下水道事業にも一括して業者登録されます。

なお、申請書類の提出先は行政管理部契約課のみとさせていただきますので、お間違えないようご注意ください。

### 2. 入札参加資格者名簿の有効期間について

従来、入札参加資格者名簿の有効期間は2年間としてまいりましたが、令和3年度より物品・役務関係の業者は令和3・4・5年の3年間、工事・コンサルタント関係は令和3・4年の2年間といたします。

ただし、工事・コンサルタント関係の業者は、次の入札参加資格審査申請時の令和5年度4月1日（予定）からは3年間の有効期間といたします。

物品・役務関係の定期申請と、工事・コンサルタント関係の定期申請が1年ずれますので、両方で申請されている方はご注意ください。

#### 【令和3年度以降の有効期間のイメージ】

